



されなかった当社の株主（パナソニック及び当社を除きます。）の所有する当社株式の数が1株に満たない端数となるように当社株式の併合の割合を決定した上で、当社株式の併合を行うこと（以下「本株式併合」といいます。）、及び、②本株式併合の効力発生を条件として単元株式数の定めを廃止する旨の定款の一部変更を行うことを付議議案に含む臨時株主総会（以下「本臨時株主総会」といいます。）を平成 29 年 8 月下旬から同年 9 月下旬を目途に開催するよう要請を受けましたので、お知らせいたします。

<以下省略>

以 上